

特別償却の付表（二）の記載の仕方

- 1 この付表（二）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の6第1項《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の11第1項《中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

また、措置法第42条の6第2項又は第68条の11第2項の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3又は第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）には、この付表（二）ではなく、付表（七）を使用しますので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 この付表（二）は、まず、(18)欄から(28)欄までの各欄を記載し、次いで、(15)欄から(17)欄までの各欄を記載し、最後に、(1)欄から(4)欄までの各欄を記載します。
- 3 「特定機械装置等の区分1」には、措置法第42条の6第1項又は第68条の11第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、()内には、措置法第42条の6第1項の該当号を記載してください。
- 4 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

なお、租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第20条の3第1項第2号（若しくは第22条の25第1項）に掲げる電子計算機又は租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第27条の6第1項（若しくは第39条の41第1項）に規定するソフトウェアについては、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。
- 6 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

なお、対象資産につき、9(2)イからハまでの取得価額（又は取得価額の合計額）の要件を満たさないものは、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 7 「基準取得価額割合10」の分子は、対象資産が措置法第42条の6第1項第4号に規定する船舶である場合には「75」を○で囲み、それ以外の場合には「100」を○で囲みます。
- 8 「償却・準備金方式の区分14」は、その対象資産につ

き直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無15」には、対象資産が措置法令第27条の6第1項（又は第39条の41第1項）に規定するソフトウェアのうち国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証を受けることを要件としているものについて、その評価及び認証の有無を記載します。
 - (2) 「当期における特定の工具、器具及び備品又は特定のソフトウェアの取得価額の合計額16」には、対象資産が措置法規則第20条の3第1項第1号、第2号若しくは第4号（若しくは第22条の25第1項）に規定する工具、器具及び備品又は措置法令第27条の6第1項（若しくは第39条の41第1項）に規定するソフトウェアである場合に、当期において新たに取得等をして指定事業の用に供した当該各号ごとの工具、器具及び備品の取得価額の合計額又はソフトウェアの取得価額の合計額を記載します。

なお、対象資産の種類ごとの取得価額（又は取得価額の合計額）の要件は、次のとおりです。

 - イ 機械及び装置で1台又は1基の取得価額…160万円以上
 - ロ 一定の工具、器具及び備品で1台若しくは1基の取得価額又は措置法規則第20条の3第1項第1号、第2号若しくは第4号ごとの工具、器具及び備品（同項第1号又は第4号の工具、器具及び備品にあっては1台又は1基の取得価額が30万円未満のものを除きます。）の取得価額の合計額…120万円以上
 - ハ 措置法令第27条の6第1項に規定するソフトウェアで一のソフトウェアの取得価額又はそのソフトウェアの取得価額の合計額…70万円以上

(注) 特定機械装置等のうち特定生産性向上設備等に該当するものについて措置法第42条の6第2項（又は第68条の11第2項）の適用を受ける場合には、その取得価額の合計額（付表（七）の(15)欄）を含めて記載し、取得価額の合計額の要件の適否を判定します。
 - (3) 「その他参考となる事項17」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。
- 10 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その特定機械装置等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。
 - (1) 「保有割合21」が50%以上となる場合又は「保有割合23」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、措置法第42条の6第1項（又は第68条の11第1項）の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細24～27」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数千人を超える法人をい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。
 - (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。